



2026年2月9日

各 位

会 社 名 株式会社ファンコミュニケーションズ
代表者名 代表取締役社長 二宮 幸司
(コード番号 2461 東証プライム市場)
問合せ先 取締役副社長 執行役員
コーポレート本部長 吉永 敬
(TEL. 03-5766-3530)

業績条件型譲渡制限付株式報酬制度及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度の導入等に関するお知らせ

当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という）に対して業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度I」という）及び確定期間型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度II」といい、本制度Iと併せて「本制度」という）を導入すること、並びに、対象取締役の報酬等としてのストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を変更することを決議し、関連する議案を2026年3月25日開催予定の第27回定時株主総会（以下「本株主総会」という）に付議することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

本制度は、対象取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、導入するものです。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式報酬及び確定期間型譲渡制限付株式報酬を支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額は、2023年3月29日開催の第24回定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）とする旨ご承認いただいており、また、当該報酬枠とは別枠として、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という）に対して、年額90,000千円の範囲内でストック・オプションとして新株予約権を発行する旨ご承認いただいております。今般、本株主総会において、当該報酬枠とは別枠で、対象取締役に対して、本制度に係る報酬枠を設定すること及び上記ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬枠を変更することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度Iについて

(1) 本制度Iの概要

本制度Iは、現時点で当社が公表している2025年2月10日付け「(FY25-27)中期経営計画」（以下「本中期経営計画」といいます。）の最終事業年度末日である2027年12月31日までの

期間（以下「評価期間」という）中の業績の数値目標の達成状況及び対象取締役の役位等に応じて算定される数の当社の普通株式（以下「当社株式」という）を、対象取締役の報酬等として付与するパフォーマンス・シェア・ユニット（以下「PSU」という）を用いた業績条件型譲渡制限付株式報酬制度であり、付与される当社の普通株式に一定の譲渡制限を付する制度です。採用する業績条件は、本中期経営計画における目標指標である、「2027年度（2027年1月1日から同年12月31日まで）における営業利益30億円（連結ベース）の達成」とすることを予定しております。そして、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、本制度Iに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は2年分の報酬として80千株以内、その金額は2年分の報酬として40,000千円以内いたします。本制度Iについて2年分の報酬枠のご承認をお願いするのは、本中期経営計画の終期までと平仄を合わせたものです。

したがって、本制度Iは業績の数値目標の達成に応じて当社株式を交付するものであり、本制度Iの導入時点では、各対象取締役に対して当社株式を交付するか否か並びに交付する株式数の額は確定しておりません。

また、本制度Iに基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法によることといたします。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

（2）本制度Iに基づく当社株式の付与の要件

本制度Iにおいては、評価期間が終了し、概要以下の要件を満たした場合に、対象取締役（評価期間開始後に新たに就任した対象取締役を含みます。）に対して当社株式の付与を行います。

- ① 当社の取締役会において定める一定の非違行為等がなかったこと
- ② その他業績条件型譲渡制限付株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要なものとして当社の取締役会が定める要件を充足すること

なお、評価期間開始後、当社株式の付与前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、必要に応じて、当社の取締役会決議により、当社の取締役会が合理的に定める数の当社株式の交付、金銭の支給、又は、権利喪失といたします。

（3）譲渡制限等の概要

本制度Iに基づく当社の普通株式の交付に当たっては、各対象取締役が当該交付の時点で退任等している場合を除き、当社と各対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約I」という）を締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、本割当契約Iにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式I」という）について、本割当株式Iの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの間（以下「譲渡制限期間I」という）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本割当株式Iに係る譲渡制限」という）。
- ② 当社は、本割当株式Iの全部について、譲渡制限期間Iが満了した時点をもって本割当株式Iに係る譲渡制限を解除する。
- ③ 当社は、譲渡制限期間I中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約Iの違反その他本割当株式Iを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Iを当然に無償で取得する。
- ④ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間I中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する

事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式Ⅰの全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式Ⅰに係る譲渡制限を解除する。

3. 本制度Ⅱについて

(1) 本制度Ⅱの概要

対象取締役に対して、当社と対象取締役との間で下記（2）に記載の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」という）を締結した上で、対象取締役に当社が発行又は処分する当社の普通株式を割り当て、これを保有させるものです。そして、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、本制度Ⅱに基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は3年分の報酬として20千株以内、その金額は3年分の報酬として10,000千円以内といたします。

また、本制度Ⅱに基づく当社の普通株式の付与は、取締役会決議に基づき、対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法によることといたします。

なお、本制度Ⅱに係る各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

(2) 本割当契約Ⅱの概要

本制度Ⅱに基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む本割当契約Ⅱを締結するものといたします。

- ① 対象取締役は、約3年間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という）、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本割当株式Ⅱに係る譲渡制限」という）。
- ② 当社は、対象取締役が約3年間（以下「役務提供期間」という）が満了する前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- ③ 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記②に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点をもって本割当株式Ⅱに係る譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記②に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅱの数及び本割当株式に係る譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において上記③の定めに基づき本割当株式Ⅱに係る譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- ⑤ 当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式Ⅱを無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- ⑥ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱ中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式Ⅱに係る譲渡制限を解除する。

4. ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の変更について

本制度の導入に関連して、対象取締役の報酬等としてのストック・オプションとしての新株予約

権に関する報酬等の額を減額し、年額 50,000 千円を上限とすることに変更いたしたいと存じます。

以 上